

都市 2 - 1

許認可等の内容	自転車等駐車票等の交付		
根拠法令及び条項	鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	交通政策課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 3 1 年 4 月 1 日
審 査 基 準 普通駐車の利用者に対する自転車等駐車票及び自転車等駐車札の交付又は定期駐車の利用者に対する自転車等定期駐車券及び自転車等定期駐車証の交付は、鳥取市自転車駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしないと認められる者に行うものとする。ここで、「鳥取市自転車駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為」とは次のようなものをいう。 1 他の利用者の利用を妨げる行為 2 駐車場の壁に落書きをするなど駐車場の施設、設備をき損し、又は汚損する行為 3 原動機付自転車の空ぶかしなどみだりに騒音を発する行為 4 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為			

都市 2 - 2

許認可等の内容	利用料金の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第 1 0 条ただし書		
担 当 課	交通政策課	処 分 権 者	指定管理者
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 3 1 年 4 月 1 日
審 査 基 準 既納の利用料金の返還は、条例第 1 0 条ただし書の規定により、やむを得ないと認める正当な理由があるかどうかについて審査し、決定する。 ここで「やむを得ないと認める正当な理由」とは、災害等により鳥取市自転車駐車場自体の利用が不能になった場合及び転居等をいう。 なお、返還する額は、個々のケースにより判断する。			